

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の13第1項第5号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月3日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

- 1 契約の概要  
送電線・高圧配電線シュリンクバック補修委託  
・送電線シュリンクバック補修 一式  
・高圧配電線シュリンクバック補修 一式
- 2 履行（納品）場所  
市営地下鉄北山田駅から都筑ふれあいの丘駅まで
- 3 契約日  
令和7年1月16日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年12月18日から令和7年3月31日まで
- 5 契約金額  
¥4,048,000.-（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥368,000.-）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
日本電設工業株式会社 横浜支店  
横浜市神奈川区鶴屋町3丁目32番13号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
送電線・高圧配電線のケーブルにシュリンクバックが発生しました。  
ケーブルにシュリンクバックが発生すると、ケーブルの半導電層が露出し、ケーブル内へ水分等が侵入し、絶縁破壊を起こす恐れがあります。  
ケーブルの絶縁破壊が発生した場合、隧道内での火災の恐れがあるだけでなく、変電所または電気室への電力供給が出来なくなるため、列車の正常な運行が行えなくなる恐れがあることから緊急で補修契約を行いました。
- 8 契約の相手方の選定理由  
当局の複数の送電線・高圧配電線に関する工事の施工経験があり、社内に修理体制を整えていることから、上記事業者を契約の相手方としました。
- 9 所管課  
横浜市交通局技術管理部電気課